

第 5 章 大綱・基本方針

保存管理計画第 3 章 保存管理 1. 保存管理の基本方針
 史跡の特性
 それらを確実に保存、継承することを記述

1. 大綱

第 3 章での史跡の本質的価値の整理と第 4 章での史跡の現状と課題の整理を踏まえ、史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を構成する要素を適切に保存、活用していくための大綱・基本方針を以下のように定める。

史跡百舌鳥古墳群は、国内でも特筆すべき規模の前方後円墳を複数有するとともに、単独に存在する古墳や巨大古墳に付随する様々な規模、墳形の古墳で構成されており 4 世紀後半から 6 世紀前半にかけて継続的に築造された、日本を代表する屈指の古墳群である。現在、史跡範囲内には前方後円墳 22 基と円墳 17 基、方墳 5 基が残されている。埋葬施設から出土した遺物には武器武具・農具などの鉄製品、金銅製品やガラス製品、石製品がある。この時代は、我が国において本格的かつ大量に鉄の使用がはじまり、窯業や滑石製品の生産をはじめとする手工業生産が発展した。これらの製品は海外との盛んな交流を物語り、本格的に国際社会の仲間入りをした時代で、5 世紀に我が国の指導者の墳墓がこの古墳群にある。1600 年以上たった今もその造形美を保っている巨大な前方後円墳は高度な土木技術を物語っている。人の地位や階層の差を視覚的に示し、国を統治することが北海道と沖縄を除く全国に行われた時代があったことを古墳が示している。古墳は我が国の成り立ちを考えるうえで、また歴史を正しく理解するうえで欠くことのできない貴重な文化遺産であるとともに、百舌鳥古墳群が古墳の規模がピークになる 5 世紀においてその頂点に達した古墳で、国内の古墳群の代表といえる。墳丘長 200m を超える前方後円墳 4 基を含む古墳群には、水をたたえた濠と周囲に付随する古墳を持つものがあり、濠の水は農業用水・防火用水として利用され、墳丘の樹木は地域の貴重な緑地空間となっている。ゆえに古墳は水と緑が一体をなす景観として住民の生活に潤いをもたらす密接にかかわっている。

新規記述

このような歴史・文化的な価値を有する史跡百舌鳥古墳群を恒久的に保存し、将来へと引き継いでいく必要がある。また、近年は文化財保護法の改正によって文化財を積極的に活用して地域資産の拠点としていこうという動きがある。そのような中で百舌鳥古墳群の歴史的価値を広く理解してもらうとともに、百舌鳥古墳群を確実に保全し人々に身近で親しまれる史跡とすることが、現在、目指すべき史跡百舌鳥古墳群のあり方と考える。

そのために、以下のような取り組みを大きな柱として、史跡百舌鳥古墳群の保存活用を推進していくこととする。

- 史跡の本質的価値をまもり、次世代に継承する。
- 百舌鳥古墳群を確実に保全し、人々に身近で親しまれる史跡とすることをめざす。
- 個々の古墳の状況に応じて、史跡の価値を体感でき、憩いの場となる整備をめざす。
- 継続的な整備や活用を計画的に進める。
- 保存、活用、整備を円滑に進めるために必要な運営体制を整備する。

1. 基本方針（2）保存管理の目標 P131 を整理

2. 基本方針

史跡百舌鳥古墳群は遺跡としての性質上、掘削などにより現状が変えられると元に戻すことができない。このことから、史跡の本質的価値を損なうことのないよう確実に保存することが必要である。また、百舌鳥古墳群の指定地は点在しており、個々の古墳の情報を伝達するだけでなく、古墳相互の関連性、群の一体性が十分に理解されるように情報伝達のあり方や景観的配慮が必要である。史跡の保存管理については、指定範囲のみならず周辺環境の一体的な保全も必要である。さらに、古墳が築かれた当時の周辺の集落や生産遺跡の情報についても伝える必要がある。したがって、史跡百舌鳥古墳群の指定地の適切な保存管理することは言うに及ばず、5世紀を中心とする古墳時代中期における国内最大規模の古墳群であるという歴史環境の保全、各種の保存整備活用に取り組むことにより、史跡の価値を保存継承する。さらに地域の貴重な自然環境としての保全も図ることを基本方針・目標とする。

(1) 保存(保存・管理)の基本方針

(3) 保存管理の基本方針 P131 を整理

- ・史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承する。
- ・史跡を構成する諸要素を明確にし、史跡の状況に応じて地区区分を設定し、地区ごとに適した保存管理の方針と方法を示す。また、史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに、各古墳の史跡の現状変更の取扱いを定める。
- ・動植物などの環境に当たっては、古墳ごとに状況が異なり古墳が現在までに伝え守られてきたことを示す重要な要素であるが、一方で墳丘を損壊する要因ともなっている。そのため関係部局と連携して周辺を含めた環境調査を継続し、課題を明らかにしたうえで、適切に保存管理を行う。近年、生態系に大きな影響を与える外来種が史跡内で発見されており、処分等の早急な対策を行う。
- ・濠のある古墳では、関係部局と連携して水位と水質の適切な管理を図り、水と緑が一体となった景観を保つ。また、水際で墳丘の浸食を受けている古墳では、景観に配慮しつつ護岸の設置、防災にも配慮した水位の管理による保存管理手法を検討する。
- ・古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全するとともに、指定範囲のみならず周辺環境の一体的な保全を図る。
- ・住民・地域活動団体等と連携しながら、史跡の定期的な清掃美化や下草刈り、点検などの維持管理に取り組む。
- ・調査成果に基づき、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲においては、所有者の意向を尊重しつつ追加指定、公有化に取り組み、周辺環境の保全に努める。

第 5 章 整備と公開・活用

1. 基本方針（2）公開・活用 P217 の
内容を整理

(2) 活用の基本方針

- ・活用は、市民との協働を図り実施する。
- ・史跡を取り巻く自然環境や、周辺に分布する歴史・文化資産と連携し、市民に親しまれる多面的活用を推進する。
- ・解明すべき事項や目的を明確にして必要に応じて発掘調査などの実施を検討する。
- ・継続的な調査研究を行い古墳群の価値を確認して高めるとともに、その成果を体系的に記録・整理するとともに保存・整備に活かし、多様な手段・媒体を通して広く周知し公開を行っていく。
- ・あらゆる世代や対象に対して、史跡の本質的価値並びに世界遺産の構成資産の普遍的価値を様々な形で供し、学習などの学校教育及び生涯学習、人類文化の意義を知るための場に資する場として提供し、それぞれの知的好奇心や学習ニーズを満たすことのできる活用を推進する。
- ・地域住民にとって、身近で多様な活動が行える快適な場を提供する。
- ・関係部局、関係地域活動団体との連携を強化するとともに世界遺産の構成資産である利点を用いて地域のまちづくりの中に位置づけ、観光の拠点としての活用を図る。

基本方針 （1）整備 P217 を整理

(3) 整備の基本方針

- ・史跡の本質的価値を構成する要素について、良好な状態を維持しつつ次世代へと確実に継承するため必要に応じて保存と活用のための整備を推進する。古墳の保存のために行う緊急的な措置は、その後の本格整備の支障とならない範囲で実施する。
- ・史跡の本質的価値が正しく理解されるよう、学術的調査によって得られた成果が実感できるような整備を段階的に行う。
- ・史跡を構成する墳丘、周濠、外堤の明示などの、整備を実施し公開する。墳丘は、現況の形状や植生の状況をふまえて整備を行う。築造当初の姿は、復元のほかに、説明板（VR、AR）や模型の設置など、必要に応じて方法を検討する。
- ・立ち入りを可能とするため、周囲の住宅に配慮した史跡の公開範囲を設定し、動線や説明施設の整備を進め、来訪者を安全かつ適切に誘導する。
- ・古墳群のガイドに係る整備について、史跡の価値とその保護に対する理解と協力を得ていくために、わかりやすい案内に努め、案内板や解説板等だけでなく情報発信の方法を幅広く検討していく。
- ・古墳群としての一体性が理解できるよう、古墳相互間の地形やそれら環境が連続的に眺望できる環境整備の実施をめざす。
- ・植栽は、憩いの場としての緑地を維持しつつ、遺構の保存や古墳の眺望に障害とならないよう留意しながら、古墳時代の景観を考慮して樹種を選定し、史跡としてふさわしい環境を整える。
- ・便益施設等は、史跡の保存や景観に配慮しながら、来訪者の快適性を高めるため、適切

な場所に必要な施設を配置する。

- ・百舌鳥古墳群をはじめとした文化財の解説や案内、その他観光資源や地域情報の提供・発信に関して、多くの人に伝達できるよう多様な手法や媒体を用いて行うものとし、ICT（情報通信技術）を活用したシステム等の導入を検討する。情報には史跡百舌鳥古墳群での位置付けや、史跡指定や整備に至る経過、周辺古墳や遺跡の情報を明記するものとする。

第 6 章 運営体制保存管理の基本方針

(4) 運営・体制の基本方針

- ・将来的には、文化財保護法に基づく本市による管理団体で行う管理をめざし、一体的な保存・管理を図り、文化庁の指導のもと、史跡百舌鳥古墳群をはじめ文化財の保存・活用にかかわる市内の連携体制・管理主体としての体制の充実・強化を図る。また、地域の人々と共同・連携し一体的な維持管理の方策を検討する。
- ・史跡百舌鳥古墳群をはじめ文化財に関わる情報の提供・発信、文化財を生かした体験機会や講座などの開催及び開催支援、史跡の保存・活用を支える組織づくりなどに取り組む体制の充実・強化に努める。
- ・史跡百舌鳥古墳群などの保存・活用において、住民・地域活動団体等の協力・参加、そして協働の取組を進めるとともに、市内外の人々・団体等による協力・支援体制や人的ネットワークづくりに努める。
- ・地域活動団体等と連携しながら、百舌鳥古墳群への来訪者（外国人を含む）を受け入れる体制づくりを検討する。
- ・世界遺産として登録された百舌鳥・古市古墳群において、その保存活用に取り組まれている関係団体と連携し、より広範な情報発信に取り組む。